

FOR TOMORROW

しふや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



(小春日和の公園 町田和子氏)

2008.2
No. **480**
平成20年

所得税の確定申告はお早めに！

所得税確定申告特集	3
税務コーナー(法人税・源泉所得税・印紙税・都税)	5
法人会事業アラカルト	8
歴史に学ぶ戦国人間学	10
都税コーナー	14

法人会掲示板 2月^{如月}

法人税確定申告書の書き方講習会

法人税の確定申告書の書き方の講習会を開催します。基礎講座は3日間、応用講座は4日間のコースとなっております。

- ◆日 時 2月20日(水)、21日(木)、26日(火)
(基礎講座)
3月4日(火)、5日(水)、12日(水)、
13日(木) (応用講座)
各午後1時30分～4時
- ◆場 所 渋谷法人会館 3F研修室
- ◆講 師 渋谷税務署法人課税担当官
- ◆申 込 渋谷法人会事務局
TEL: 3461-0758 FAX: 3461-0180
チラシは、新年号に同封いたしました。

2月・(3月) 実施する主な事業(上記以外)

- 2月4日 源泉部会研修会
- 2月5日 第6・11ブロック合同研修会
- 2月6日 正副会長会
- 2月7日 源泉部会役員会
- 2月8日 第1ブロック税務講習会
- 2月12日 第12ブロック税務講習会
- 2月13日 ブロック事業活動ガイドライン委員会
- 2月19日 印紙税セミナー
- 2月25日 消費税研修会
- 2月27日 第6ブロック税務講習会
- 3月7日 第11ブロック健康セミナー
- 3月11日 源泉所得税セミナー
- 3月19日 女性部会研修会
- 3月19日 源泉部会研修会
- 3月28日 理事会

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 2月6日(水) 午後1時～4時
場所 渋谷法人会館

《税務無料相談》

日時 2月20日(水) 午後1時～4時
場所 渋谷法人会館

《決算法人説明会》

日時 2月18日(月) 午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

● 申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
20年1月	20年1月下旬

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆日 時 毎週月曜日～金曜日まで(祝日等除く)
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場 所 羽野島法律事務所(新橋)
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円
- ◆申込先 東法連: TEL 3357-0771



イベント総合プロデュース
株式会社 ジェイ・ユー

〒150-0043 渋谷区道玄坂2-18サンモール道玄坂603 FAX03-3476-4423
イベント企画・制作/タレント/歌・演奏/舞踊/花/招聘/楽曲制作・録音/デザイン・印刷/撮影・映像編集/CD・DVD制作/音響・照明/司会/プロモーション/etc.

TEL 03-3476-4421 www.j-u.co.jp
mail@j-u.co.jp

あなたの『どうしよう?』を形にします。

申告書はご自分で書いて提出はお早めに！

平成19年分の確定申告期間中の税務署窓口での申告相談、申告書の提出及び納税の期限は

所得税 2月18日(月)～3月17日(月)

贈与税 2月 1日(金)～3月17日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税

1月 4日(金)～3月31日(月)までです。

土曜日・日曜日・祝日は執務を行いませんが、本年は2月24日と3月2日の日曜日に限り申告書作成のアドバイス及び申告書等の受付を行います。(その他の業務は行っておりません。)

申告書の自書作成と早期提出に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



納税は口座振替をご利用ください。

平成19年の確定申告分の振替日は、

・所得税 4月22日(火)

・個人事業者の消費税及び地方消費税 4月24日(木)

ご希望の方は税務署の管理部門へお尋ねください。

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

〔所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書〕
〔消費税等の確定申告書・贈与税の申告書〕が作成可能！

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウトした確定申告書等は、そのまま税務署に提出することができます。

※適用される特例の内容等により、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご確認ください。

国税電子申告・納税システム^{イータックス}(e-Tax)で自宅にしながら申告できます。

平成19年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると、次のメリットがあります。

- ① 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(贈与税は除く)を直接送信(提出)することができます。
- ② 電子証明書を添付して申告すると、最高5,000円の税額控除を受けることができます。(平成19年分又は20年分のいずれか1回)
- ③ 源泉徴収票や医療費の領収書などの第三者作成書類の添付が省略できます。(書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出又は提示を求めることがあります。)
- ④ 還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間程度へ短縮されます。

※詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご確認ください。

申告書は郵送等でも提出できます

○申告書は、郵送や税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。

○郵送等で提出される場合で、申告書等の控えに税務署の受付印が必要な方は、返信用封筒を同封してください。

正しい税知識を学ぼう

所得税から住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）を引ききれなかった方へ

住宅ローン控除を所得税から控除しきれなかった分は、住民税（所得割）から控除されます。

※申告期限までに「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。
（詳しくは、渋谷区役所 税務課（TEL 3463-1211）へお尋ねください。）

◆税理士会が行う確定申告無料相談◆

●年金受給者に対する申告指導相談会

月 日	会 場	所 在 地	受付時間
2月4日(月)・5日(火)・6日(水)	区立商工会館	渋谷1-12-5	【午前】 9時30分～11時30分 【午後】 1時00分～3時30分

●税理士会が行う小規模納税者の方などのための確定申告無料相談

月 日	会 場	所 在 地	受付時間
2月13日(水)～15日(金)・18日(月) 2月20日(水)	恵比寿区民会館	恵比寿西2-8-1	いずれの会場も 【午前】 9時30分～11時30分 【午後】 1時00分～3時30分
2月19日(火)～22日(金) 2月26日(火)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	
3月5日(水)～7日(金) 3月10日(月)	渋谷区役所 地下1階 第3会議室	宇田川町1-1	
3月6日(木)～7日(金)	上原区民会館	上原1-18-6	

【以下の会場では、申告書等の受付は行いませんので、ご注意ください。】

●確定申告書の書き方説明会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所 在 地	時 間
2月12日(火)・13日(水)	勤労福祉会館	神南1-19-8	【午後】 1時00分～4時00分

※要予約、先着60名まで、1月31日(木) 締切〔予約先：東京税理士会渋谷支部 TEL 3461-2938〕

●日曜日の確定申告相談会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所 在 地	受付時間
2月24日(日)・3月2日(日)	税理士会渋谷支部 事務局	桜丘16-15 カーサ渋谷3階	【午前】 10時00分～11時30分 【午後】 1時00分～3時30分

●確定申告相談会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所 在 地	受付時間
3月3日(月)～14日(金) ※土曜日、日曜日を除く	税理士会渋谷支部 事務局	桜丘16-15 カーサ渋谷3階	【午前】 10時00分～11時30分 【午後】 1時00分～3時30分

※各相談会の注意事項

◎小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象としております。

※土地・建物及び株式など譲渡所得のある方や所得金額が高額な方又は収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方及び贈与税の申告は、税務署で指導を受けていただくか、税理士による有料相談を受けてください。

◎自書による申告書作成の指導を行いますので、申告書の作成に必要な書類（申告書・源泉徴収票・収支内訳書等）と印鑑、筆記具などをご持参ください。

◎各会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

◎混雑する場合は、受付を早めに締め切ることもありますのでご了承ください。

●上記以外の無料の税務相談会

○土曜日の税務相談会 2月2日(土) 午前10時～午後4時

○夜間の税務相談会 2月4日(月) 午後5時～午後8時

いずれも、渋谷マークシティ 2階通路（井の頭線と銀座線の連絡通路）で行います。

〔問い合わせ〕 東京税理士会渋谷支部 TEL 3461-2938



法人税 ひとくちメモ

使用人賞与の損金算入時期

Q 当社（3月末決算法人）は、当期の業績が好調であったことから、使用人に対して決算賞与を翌期の4月に支給することとしました。当期の決算でこの賞与を未払賞与として損金に算入する予定です。この未払賞与の各人別の支給金額については、3月末までに使用人全員に通知します。また、当期3月末で退職する使用人に対しても支給することとしています。この場合、当社はこの決算賞与を未払賞与として損金の額に算入することができますか。

A 本設問の場合、支給日に使用人が退職していたとしても、法人が支給額を通知した使用人全員に賞与を支給することとしており、下記(2)の賞与に該当するので損金算入することができます。仮に、支給日に在職する使用人にだけ支給することとしている場合は、下記(2)イの要件を満たさないで損金算入することはできません。

【解説】

法人が使用人に対して支給する賞与の額は、次に掲げる賞与の区分に応じ、それぞれ次の事業年度の損金の額に算入します。

- (1) 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与（使用人にその支給額が通知されているもので、かつ、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理したものに限り。）

その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

- (2) 次に掲げる要件のすべてを満たす賞与

使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

- イ その支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること。

（注1）法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでの「通知」には該当しません。

（注2）法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者（雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます。）とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

- ロ イの通知をした金額を通知した全ての使用人に対し、その通知したすべての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

- ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる賞与以外の賞与

その支払いをした日の属する事業年度

（法令72の5、法基通9-2-43～44）

詳しくは、法人課税第1部門審理担当もしくは税務相談室にお尋ねください。TEL 03-3463-9181
国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧ください。

源泉所得税

Q&A

e-Taxで所得税徴収高計算書及び 納付情報登録依頼のみを利用する場合の 電子証明書の事前登録手続について

Q 国税電子申告・納税システム（e-Tax）において、所得税徴収高計算書や納付情報登録依頼のみを利用する場合、電子証明書の事前登録手続が不要となるのはいつからですか。

A 平成20年1月4日（金）から、e-Taxで次の手続のみを利用する場合には、電子証明書の事前登録手続が不要となりました。

【所得税徴収高計算書関係】

- 報酬・料金等の所得税徴収高計算書
- 定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書
- 配当等の所得税徴収高計算書
- 非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
- 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）

- 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）
- 利子等の所得税徴収高計算書
- 償還差益の所得税徴収高計算書
- 上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書

【納税関係】

- 納付情報登録依頼

Q e-Taxソフトを利用して、利用者識別番号及び暗証番号でログインすると「電子証明書が登録されていません。電子証明書の登録を行いますか。」とメッセージが表示された場合は、どのようにすればいいですか。

A 所得税徴収高計算書や納付情報登録依頼のみを利用する場合で電子証明書の事前登録手続が不要な場合は、「スキップ」をクリックしていただき、次の操作に進んでください。

なお、このメッセージはログインする度に表示されることとなります。

※詳しくは、法人課税第4部門（源泉所得税担当）までお尋ねください。TEL 3463-9181（内線 5042）

都税事務所だより

Q&A

【固定資産税（償却資産）】

Q 償却資産の国税と地方税との取扱い、どのような違いがありますか？

A 次の表のとおりとなります。

項 目	国税の取扱い（法人税・所得税）	地方税の取扱い （固定資産税（償却資産）の評価額）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法）	原則として、『固定資産評価基準』（*）に定める減価率によります。 （『減価残存率表』を参照してください）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
中小企業者の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

印 紙 税

Q&A

外国通貨により表示された契約金額

Q 契約金額が外国通貨により表示されている場合には、その文書作成時の外国為替相場により本邦通貨に換算した金額が記載金額になるのでしょうか。

A 印紙税法では、記載金額が外国通貨により表示されている文書は、文書作成日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により本邦通貨に換算した金額を記載金額とすることを規定しています。
基準外国為替相場は、その国の通貨の各種外国為替相場の基準となるもので、わが国においては、米ドルであり、1米ドルは平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間117円とされています。また、裁定外国為替相場は、本邦通貨と米ドル以外の各国通貨（ユーロ、ポンドなど）との間の外国為替相場であって、米ド

ルとその他の外国通貨との相場及び本邦通貨と米ドルとの相場によって裁定され、財務大臣が定めています。

なお、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場は、その年の1月から6月までの間に適用されるものはその年の前年の12月に、その年の7月から12月までの間に適用されるものはその年の6月に、それぞれ財務大臣が日本銀行本店において公示しています。

※基準外国為替相場及び裁定外国為替相場は、日本銀行のホームページの金融経済統計資料のページで確認することができます。

（参考）基準外国為替相場の推移

期 間	1米ドルにつき日本円	期 間	1米ドルにつき日本円
平19.7～19.12	119円	平20.1～20.6	117円
平18.7～18.12	116円	平19.1～19.6	117円
平17.7～17.12	105円	平18.1～18.6	113円

※詳しくは、法人課税第3部門までお尋ねください。
TEL 3463-9181（内線 5032～5034）

チャレンジ! e-Tax Vol.12

【見直してみませんか！ e-Tax】

~~e-Tax やってみたいけど 分からない~~

一度挑戦してみたけど分かりづらい！ …などと思った皆さん、
e-Taxのシステムは、より使いやすい、分かり易いを目指して日々進歩しています。

たとえば開始届の入力(送信)



入力画面まで割りとスムーズにたどりつけるようになった。

（以前は、開始届の入力画面にたどり着くまでにいろいろな確認事項が多く、その確認事項も分かりづらかった。）

たとえばソフトのバージョンアップ



バージョンアップ中、緑のバーが走るようになり、動作中であることが確認できるようになった。

（以前はバージョンアップ中、画面に動きがなく、フリーズしてしまったのかと勘違いし、余計な操作をしておかしくなったりということがあった。）

※いづれ全面的にe-Taxを利用しての申告納税が中心になる時が来ます。そのときに向けてシステムの向上を要求するのはもちろん、利用する側も慣れておくに越したことはありません。是非一度試してみてください。

渋谷法人会e-Tax推進協議委員会では、e-Taxの普及と会員皆様のe-Tax利用をサポートしてまいります。ご意見・ご要望をお寄せ下さい。【法人会事務局 担当：黒木 TEL 3461-0758】

この社会あなたの税が生きている

平成20年の新春を寿ぎ 新年賀詞交歓会を催す



柳田会長



佐藤渋谷税務署長



会場



桑原渋谷区長



兼森渋谷都税事務所長



酒井納貯連会長



乾杯 宇野澤顧問

去る1月10日(木)午後5時45分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長佐藤和助様を始め、各界の代表36名の方々をご来賓にお迎えし、会員(196名)とともに平成20年の新春を寿いだ。

まず、柳田会長の「本年は、公益社団法人認定に向けて、公益性の高い事業活動をより積極的に開催いたしますので、昨年に倍してのご協力を」と年頭の挨拶。続いて佐藤渋谷税務署長、桑原渋谷区長、兼森渋谷都税事務所長、酒井渋谷納貯連会長よりご来賓を代表して、年頭のご挨拶を戴いた。

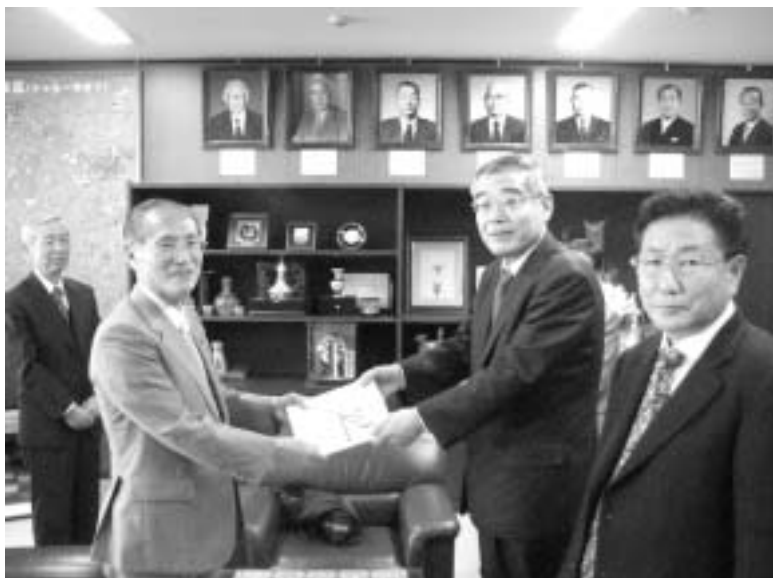
特に佐藤税務署長からは「2月18日からスタートする確定申告について、是非e-Tax(電子申告・納税)制度を利用していただきたい」との要請があった。

続いて宇野澤顧問の乾杯で懇談会に入り、終始和やかな雰囲気の中、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換や相互連絡に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。

e-Taxを体験してみよう!

ー社会貢献委員会よりー 渋谷区社会福祉事業団へ車寄贈

社会貢献委員会設立記念として、12月7日(金)柳田会長・八木原社会貢献委員長は、桑原渋谷区長を訪問し、社会福祉事業団に対し車輛（トヨタパッソ）1台を寄贈いたしました。特養ホームの足として小回りの利く小型車で、ホームの関係者のお役に立てればと思っています。



区長室にて車進呈



あやめの苑代々木にて

第16ブロックバス研修会

日付 平成19年11月22日(木)
出席 24名
内容 渋谷本町（オペラ通り）8時集合
大多喜（散策）
小湊（食事・入浴）
金谷（お買い物）
海ほたる（休憩）
渋谷着 19時30分



楽しい食事会



全員集合

みんなの力で法人会を大きく育てよう

歴史に学ぶ 戦国人間学

③2

小和田 哲男

(静岡大学教授)

真田 昌幸 苦渋の去就選択

父子兄弟が敵味方に分かれて戦うという事は、戦国時代には結構あった。のっぴきならない周囲の状況、とりわけ婚姻関係、あるいは合理的な打算からどちらも主張を譲らず、敵味方に分かれている。

慶長5年(1600)の関が原の戦いのときの真田家の分かれ方はその代表例といってよいかもしれない。江戸時代の川柳に、

東西にみごろを分ける真田縞
などとうたわれたりしている。

関が原の前哨戦である会津の上杉攻めのため、下野の小山まで家康率いる豊臣大名が進軍してきたところ、石田三成の拳兵が伝えられ、家康はそこで進軍を中止し、軍評定を開いている。有名な小山評定である。

そのとき、家康は、諸大名に「去就は自由である」といっている。つまりこのまま自分と行動を共にするか、石田三成に与するか、各人の判断にまかせるというものである。

多くの武将は、家康に味方することになったが、小山評定に出ていて、その後、石田三成方となった武将も数

人いた。その一人が真田昌幸である。

昌幸自身、かつて家康と戦った経歴があり、家康と距離を置いていたのが理由の一つであるが、もう一つ、婚姻関係というしがらみもあった。具体的にいうと、妻が宇田頼忠の娘で、彼女は、石田三成の妻と姉妹同士だったのである。

この点は、昌幸の子幸村(正しくは信繁)も事情は同じだった。幸村の妻は、石田三成の盟友で、西軍についた大谷吉継の娘だったのである。つまり、昌幸と、その子弟の方の幸村は西軍につくことになった。

それに対し、昌幸の長男で、幸村の兄にあたる信之は、やはり婚姻関係のしがらみで西軍に属すわけにはいかないという事情があった。信之の妻は、徳川家康の重臣で、「徳川四天王」の一人に数えられている本多平八郎忠勝の娘だったからである。

信之の妻は小松姫といった。昌幸・幸村一行が小山から本拠の上田城にもどるとき、信之の居城だった沼田城に入ろうとして断られるという一幕もあった。家を守るため、情けを捨てた対応として知られている。

できる人の説得力向上講座 ②

壺坂 龍哉 (株)トムオフィス研究所代表取締役

相手を見て法を説く

◆聴衆分析が必要である

前回触れたように、「WHOM(どいう人たちに話すのか)」が話すうえで大切なポイントとなる。

無闇やたらと喋ればよいというものではない。エネルギーの無駄ばかりか、相手が無関心を装ったり、ときには敵意を抱いたりする危険性が生じる。

「耳は2つ、口は1つ」と言われるように、話し手より聴き手のほうが主役なのである。

にも拘わらず、人の話を聴くのは元来嫌いであり、苦手という傾向がある。人間は自分のペースで喋っているときに一番気持ちよく、幸せなのだ。

「聴衆分析」とは、あなたが理解してもらおうとする相手を、話す前に、あるいは話している途中で分析評価することである。

たとえば、話す相手の人数、お年寄りなのか、女性が多いのか、ある分野の専門家集団なのか、あるいは地方の人たちが多いのかなど、明らかにしておきたい。

また話している途中では、聴き手の態度や行動から「つまらない」「早くやめてほしい」「いちいちもっともだ」とか「もっと話してもらいたい」など、相手の心理状態をしっかり掴んでおこう。

◆相手の心を打つ話し方とは

相手を説得するには、聴き手が困っていること、望んでいることに誠実に答えてあげなければならない。

話し手の思い込みや決めつけで、一生懸命相手に理解してもらおうと努力するが、報われず本人のマスターベーションに終わってしまうケースがよくある。

私たちは、こんな場合「聴き手のレベルが低い」と一方的に評価してしまい、相手のせいにしがちだ。

聴き手にとってのキーワードはなにかを、話す前にあるいは話しながら冷静に掴む習慣を身につけたい。

あなたが話の中でキーワードをちりばめれば、必ず相手の心を打つ結果になるだろう。

「心を打つ」とは、一過性の清涼飲料ではなく、後になって話の内容が頭や心の中に、蘇ってくるような状態を意味する。

「スカッとした」「面白かった」だけでは、役立つ話にはならないことに気付いてほしい。

聴き手が自主的に行動するようになったらしめたものだ。

昔から「相手を見て法を説け」という名言があるが、まさに今日でも当てはまる大切にしたい教えである。

この社会あなたの税が生きている

●6千キロを1分でかけめぐ

国家や社会の姿、形は、よく人体になぞられる。例えば新幹線やハイウェイは経済活動を支える国の大動脈といわれる。しかし、実際の血管はもっとダイナミック、かつ細密である。

成人の場合、全身の血管をつなぐと、総延長は約6千キロにも及ぶ。これは日本列島を一往復する計算になる。この中を体重のおよそ13分の1量の血液が、わずか1分間でかけめぐ。

この超高速の旅の途上、血液は全身の細胞に酸素や栄養分を運び、帰りは二酸化炭素や老廃物を受け取って戻ってくる。

●生命を支える輸送管とパイプ

心臓の左心室から出たばかりの大動脈は、直径2.5センチもある。輪切りにして断面を見ると、外膜、中膜、内膜の3層構造になっている。全身に血液を勢よく送り出さなく



身近な健康法

後藤 有能

(医学ジャーナリスト)

血管は物質交換を担うパイプの集合体



てはならないため、特に中膜が分厚く、弾性繊維と平滑筋細胞が幾重にもなり、弾力性を保っている。

大動脈から動脈、細動脈と枝分かれするにつれ壁は薄くなり、毛細血管にいたっては、直径8ミクロン

(千分の8ミリ)、内皮細胞だけになる。薄皮一枚の構造なので、外部と直接触れて、酸素や栄養分が外にしみ出し、二酸化炭素や老廃物が、血管の外から血液中にとけ込めるようになる。

動脈は、酸素や栄養分を運ぶ輸送管、毛細血管は、酸素や栄養分と二酸化炭素や老廃物の交換を可能にするパイプで、両者が一体になり生命を支えている。

●静脈は脈のない静かな血管

各組織の末端で物質交換を終えた動脈血はUターンし、静脈血となって心臓に向かう。

静脈も3層構造だが、壁は薄く、血液を流す力も弱い。そこで息を吸い込むとき胸を広げて心臓の周りの圧力を下げ、静脈血が心臓に吸い込まれるようになっている。

動脈は心臓の拍動を脈の動きとして感じるが、静脈は脈のない静かな血管である。

現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネスマン評論家)

「発想」を実現する「発現力」を高めよう！

■「発現力」こそ、真の実力者

アイデアは、アクションを自ら起こして実現していかなければ、よく言われるように、ただの“画に描いた餅”ということになる。

これでは、ゲーテも言っているように、「実現しないアイデアは、アイデアではない」ということになってしまうことになる。

よくアイデアマンといわれている人も多い。しかし、面白いアイデアを連発するが、言いばなしであったり、何ひとつ実現しないという人も多い。たとえ小さなアイデアであっても、一つ一つ何とかして実現していこうという内なる働きが、大きな価値を持つことになるからだ。こうした、能力が「発現力」であり、「発想」を「実現」「現実」なものにすることが、とりも直さず「発現力」ということになる。

この発現力をもたらす要因として、①内発性 ②外発性が考えられる。「内発性」とは、自らをやらなくてはならないように追いこんでいく、成功への動機づけることであり、それに対して、「外発性」は、他人から追い込まれた

り、強いられて、やらなくてはならないようになる、欠乏動機によるものである。

したがって、「内発」であれ「外発」であれ、目標が実現したときの達成感、充実したものになることは間違いがないだろう。

■「発現力」を高めるポイント

①情熱を傾ける

熱意をもって、目標をめざしていく。

②問題解決に強くなる

小さなカベ、大きなカベをブレイクスルーしていく知恵を身につける。

③好奇心を旺盛に

何でも知ろう、試していくという姿勢が重要となる。

④集中して思考していく

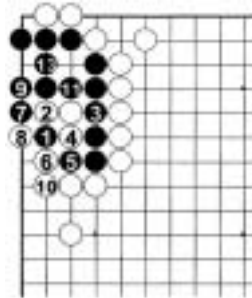
散発的でなく、一点に絞って取り組んでいく。

⑤自らを追い込んでいく

誰のためではなく、自分のためにと、自分の心に言い聞かす。

■正解「黒先白死」

黒1が肝要。白2には黒3以下1好手順です。白12(=1)に黒13で生き。途中白2を3は、黒2、白6、黒11で生き。初手を3は、白1、黒2、白4で黒死。初手を2は、白1、黒11、白7で黒死。



行動する法人会

—平成20年度 税制改正に関する提言—

全法連では、平成19年9月から11月にかけて、税制改正に関する提言活動を行いました。



自 民 党

税制調査会

与謝野 馨 小委員長

11月13日

右から、与謝野小委員長、金田税制委員長、
稲場税制副委員長、花岡専務理事、
甲斐野四谷法人会会長

公 明 党

税制調査会、財政・金融部会

石井 啓一 部会長 他

10月31日

右側 右から石井部会長、上田副部会長
左側 手前から多田税制委員、金田税制委員長、
稲場税制副委員長、花岡専務理事、
木下事務局次長



民 主 党

財務金融部門会議

中川 正春 ネクスト財務担当 他

10月30日

左から時計回りに、神風英男衆議院議員、
階猛衆議院議員、中川正春ネクスト財務担当、
平岡秀夫ネクスト金融副担当、佐藤全法連副会長、
稲場税制副委員長、白根税制小委員、
花岡専務理事、木下事務局次長



e-Taxを体験してみよう！



総務省

自治税務局長

河野 栄 氏

10月2日

左から、河野局長、金田税制委員長、
白銀税制小委員、多田税制委員、花岡専務理事

中小企業庁

長官

福水 健文 氏

事業環境部長

高原 一郎 氏

財務課長

佐藤 悦緒 氏

10月2日

左から時計回りに、花岡専務理事、
多田税制委員、金田税制委員長、福水長官、
高原事業環境部長、佐藤財務課長



要望先一覧（順不同・敬称略）

◆政党関係

自民党 与謝野 馨 税制調査会小委員長
公明党税制調査会、財政・金融部会
石井 啓一 部会長
上田 勇 副部会長
民主党財務金融部門会議
中川 正春 ネクスト財務担当
平岡 秀夫 ネクスト金融副担当
階 猛 衆議院議員
神風 英男 衆議院議員

◆省庁関係

財務省 森山 裕 副大臣
加藤 治彦 主税局長
川北 力 大臣官房審議官
古谷 一之 大臣官房審議官
国税庁 牧野 治郎 長官
佐々木豊成 次長
荒井 英夫 課税部長
松崎也寸志 法人課税課長
総務省 河野 栄 自治税務局長
中小企業庁 福水 健文 長官
高原 一郎 事業環境部長
佐藤 悦緒 財務課長

全国法人会総連合 要望者氏名

安西邦夫会長、金田達明税制委員長、佐藤信夫副会長、桶場久二男税制副委員長、多田充伸税制委員、
白銀和夫税制小委員、甲斐野豊四谷法人会会長、花岡修専務理事、木下一男事務局次長

©(財)全国法人会総連合 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 Tel: 03-3357-6681 FAX: 03-3357-6682

会員の増加は、会員のメリットに通じる

平成19年12月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	ダブルオーエフ(株)	藤井 太地	渋谷区恵比寿4-5-23	6659-4160	婦人服卸売業
2	(株)若葉不動産商事	小室 雅和	渋谷区恵比寿西1-10-10	3780-5431	不動産業
3	(株)総合データセンター	山本慎一郎	渋谷区鶯谷町19-19	3463-6764	情報処理産業
3	(株)TOMI華峰	盧 在峰	渋谷区桜丘町16-15-603	6806-2035	語学
3	(株)DIAPRENDA	井上 剛	渋谷区桜丘町29-35	5784-3350	アパレル業
4	(株)起案家	城井 廣邦	渋谷区広尾5-4-11	5939-6338	マーケティングコンサル業
5	メディックサイト(株)	中川 健一	渋谷区東3-14-20	5766-6080	SW開発及び販売
6	(株)三和メディア	迫田 智也	渋谷区渋谷2-15-1	3406-8000	ビル賃貸テナントリース業
6	(有)フェアウインズ	今井 幸弘	渋谷区渋谷3-1-8-402	3409-5557	美容機器、化粧品販売
6	合同会社 エクリュ	成田 吉一	渋谷区渋谷3-6-2	5468-2464	各種媒体向けコンテンツ制作
6	(株)ルキナ	加藤 久雄	渋谷区渋谷3-9-10	5464-1600	卸売
7	(株)ザ・ナイン	井筒 章夫	渋谷区南平台町7-2-202	5428-6559	広告制作
7	(株)エクスイインターナショナル	徳江 英樹	渋谷区円山町5-6	6425-7522	婦人服、紳士服販売
7	(株)albit	小泉 登	渋谷区円山町5-3-6F	6415-6076	美容小売卸
8	(株)フィットネス・ゼロ	内田 英利	渋谷区円山町6-7	3469-7529	健康サービス業
8	GREEN SPACE(株)	紅林 豊	渋谷区松涛1-26-16	5454-4090	エクステリア設計施工
8	(株) シエル	齋藤 浩	渋谷区松涛1-28-6	5459-2105	アパレル
12	Ré NA(株)	山地 美樹	渋谷区上原1-17-14-503	3485-8278	著作権処理・翻訳等
12	三弘電設(株)	中臣 弘治	渋谷区上原2-43-7	3467-7966	建設業
13	ビューネヴァイス(有)	堤 慶治	渋谷区西原1-39-10-108	3468-1612	サービス業
13	(株)エクセルワン	斎藤 秀一	渋谷区西原3-1-5	5465-1040	建築設計
13	(有)PNGコーヒージャパン	石神 雅人	渋谷区西原3-1-10	3481-6658	製造卸(コーヒー)
14	(有)ネクストアイ	関根 浄	渋谷区笹塚3-37-1	3377-1011	時計小売・卸業
15	(株)ウィリング	大岡	渋谷区幡ヶ谷1-8-4	5371-7010	地図編集
16	(有)エルム	中澤 直栄	渋谷区本町2-1-6	3374-7264	サービス業
16	荻原産業(有)	荻原 サイ	渋谷区本町2-33-5		薬局・不動産
16	(有)IVY	山口 奈美	渋谷区本町5-37-12-303号	3376-2085	飲食店経営
17	(株)レコム	朴 成洙	渋谷区代々木3-24-3	5333-5457	サービス業
17	イズグラフ(株)	三根純一郎	渋谷区代々木4-28-8	3373-7641	広告デザイン
17	東京コカ・コーラボトリング(株)	大内 雅仁	渋谷区代々木5-57-5	3467-4351	清涼飲料販売業
18	(株)インターライフ	松浦 英二	渋谷区代々木1-27-5	5333-6111	商業施設の企画設計
18	(株)フジオホーム 代々木駅前店	藤井 信生	渋谷区代々木1-32-12	5333-2402	不動産業
18	(有)リンクプロモーション	中村 洋子	渋谷区代々木1-37-2	5351-6027	イベント請負業
18	(株)SAVAWAY	川連 一豊	渋谷区代々木1-43-7	6913-8125	インターネットサービス業
18	(株)東京デック	成木 敬幸	渋谷区代々木2-5-1	5304-1080	医療用ソフトウェア開発販売
18	(株)スリーエム	小谷 知也	渋谷区千駄ヶ谷5-8-10	3341-0038	医薬品卸
18	(株)エフ・スピリット	山田 道枝	渋谷区千駄ヶ谷5-20-2	3225-5221	芸能プロダクション
18	(株)欧花	山田 道枝	渋谷区千駄ヶ谷5-20-2	3226-8783	生花小売業
18	(有)花子	山田 興一	渋谷区千駄ヶ谷5-20-2	3225-5530	キャラクターグッズの企画・制作・販売
18	(株)M&Y	木内 祐二	渋谷区代々木2-23-1	3320-4633	アクセサリ製造・販売
18	(株)共栄商会	小野寺奉武	渋谷区代々木2-23-1	3320-6041	東京都中央卸市場食品卸
19	(株)ベンズ	大塚 孝一	渋谷区千駄ヶ谷1-31-10	5410-3338	広告
19	(株)ビタミンシーエム	鶴飼 健仁	渋谷区千駄ヶ谷2-34-13	5412-8210	雑誌通販カタログの企画制作
19	(株)スナイプ	柳原 仁	渋谷区千駄ヶ谷3-3-4-602	5772-1040	ウェブサイト構築・各種広告制作
19	(株)インターリテラシー	杉山 大輔	渋谷区千駄ヶ谷4-3-1-502	5848-7991	デザインコンサルティング
20	(株)鱗	上村 毅	渋谷区神宮前2-13-7		映像、デザイン、キャラクター
21	(株)スライム・クリエーションズ	山崎 直之	渋谷区神宮前4-23-12-1F	5413-6250	広告業
21	ロックンロール食堂(有)	箭内 道彦	渋谷区神宮前4-26-28-2F	3403-9933	広告業
21	(株)王タマディアンメント	石田 純一	渋谷区神宮前6-7-12	5467-8918	イベント企画・制作

あなたと都税

2

ー東京都主税局からのお知らせー

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

◆納期限 2月29日(金) ※納付書は平成19年6月にお送りしています。

◆ご利用できる納付方法

①金融機関(※1)・郵便局・都税事務所(都税支所)・支庁の窓口

②口座振替

③コンビニエンスストア(※2)

〈利用可能なコンビニ〉

エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア
サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
HOT SPAR CVS ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストア
ローソン (50音順)

④金融機関(※1)・郵便局のペイジーマークの付いているATM(現金自動預払機)、パソコンや携帯電話(※3)

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 納付書等1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※3 ○ペイジーマークの付いている都税の納付書に限りです。

○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください)

○新規にパソコンや携帯電話で納付される方は、事前に金融機関への利用申し込みが必要です(既にご利用の方は新たな申し込みは必要ありません。)

【お問い合わせ先】

主税局総務部総務課相談広報係 電話 03(5388)2924

東京都渋谷都税事務所総務課相談広報担当

電話 03(3463)4311 内 306

ー所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方、
平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方へー

区市町村への申告により住民税が減額されます

対象となる方は申告をお忘れなく！

身近でよりよい行政サービスを行なうため、平成19年（度）に、国（所得税）から地方（住民税）への税源委譲が行われ、所得税と住民税の税率が改正されました。これに伴い、多くの方は、所得税額が減り、住民税額が増えています。

税源委譲により所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方、また、平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は、区市町村へ申告することにより、住民税が減額されます。

●所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

税源委譲により、所得税額が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は、区市町村へ申告することにより、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税（所得割）から控除することができます。

＜対象者＞ 平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方

☆給与所得者の方は、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に対象となります。また、主税局ホームページに、給与所得者を対象にした「住民税住宅ローン控除額試算シート」を掲載しています。どうぞご利用ください。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です

平成19年分の所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方は、平成20年1月1日現在お住まいの区市町村へ申告してください。

＜申告方法＞

次のとおり、「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

○所得税の確定申告を行わない方

源泉徴収票を添付して、平成20年1月1日現在お住まいの区市町村へ提出

○所得税の確定申告を行う方

所得税の確定申告書とともに、確定申告時の住所地を管轄する税務署へ提出

＜申告期限＞ 平成20年3月17日（月）

●平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方

退職等により平成19年の所得が減って所得税が課税されなくなった方は、税源委譲に伴う所得税率の変更による税負担の減少の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける場合があります。このような方を対象に、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源委譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要です

＜申告方法＞ 平成19年1月1日現在お住まいの区市町村へ減額申告書を提出してください。

＜申告期間＞ 平成20年7月1日から31日まで

【お問い合わせ先】 主税局課税部個人事業税係（03-5388-2969）
主税局総務部相談広報係（03-5388-2925）

◎2月の税務

1 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

納期限…2月中において市町村の条例で定める日

2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…2月12日

3 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）

申告期限…2月29日

4 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

5 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

6 6月決算法人の中間申告（法人税・法人事業税・法人住民税）…半期分

申告期限…2月29日

7 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

8 消費税の年税額が4,800万円超の12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

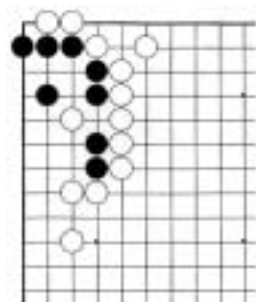


＜出題＞日本棋院

■黒先

飛躍した着想で白の弱点をつき、シノギ筋を発見してください。

（考慮5分で二段）



都市空間を演出するアーバンリアリティ
店舗、事務所のご相談なら

株式会社 スペーストラスト 渋谷支店

＜＜仲介部門＞＞ 渋谷区道玄坂2-25-13 松原ビル1F TEL 3496-3331

＜＜管理保守部門＞＞ 渋谷区道玄坂2-10-10 世界堂ビル5F TEL 3476-2768

社団法人
渋谷法人会
会員の皆様へ

万一の時に役につく渋谷法人会の
葬儀支援サービスをご利用ください。

渋谷法人会の会員であれば全役員からご家族までご利用できます。

わすれていない？

いざという時
お忘れに
ならないために
利用者証券を
お送りいたします

全国ネットワーク
同一条件で全国約500社葬儀社
(約2500事業所)が利用可能

事前問合せおよび
万一の場合は (株)全国儀式サービス フリーダイヤルセンター

フリーダイヤル 24時間対応 ヨ ニ イ ー シ ク ミ

0120-421-493

利用者証券のご請求は (株)全国儀式サービス渋谷法人会係

平日9:00~17:00

03-3739-0755

葬儀の基本的なセットが通常40万~60万円のところ、葬儀支援サービスでは
会員企業の全役員(75才未満)の
利用負担金は**無料!**

※75才以上の役員及びご家族は、24万円(税別)で
基本セットをご利用いただけます。

●公営斎場、ネットワーク加盟葬儀社直営斎場、寺院斎場、ご自宅等でご利用いただけます。

葬儀支援サービスの流れ

1 指定のフリー ダイヤルに 緊急電話

落ちついてご連絡ください。



2 電話受付

早速ご葬儀の手配をいたしますので、必要事項をお聞かせください。
ただちに地元の葬儀社に連絡します。



3 葬儀の施行依頼

葬儀を施行する場所に応じて、全国儀式サービスの会員である地元の葬儀社が伺います。



霊台車ですぐにお迎えにまいります。

4 ご葬儀の打合せ

葬儀支援サービスの基本セットについて説明をします。
事前にお見積書を提出します。準備・手続き、すべてお任せください。



ご提供できる基本セットの内容 葬儀基本セット(仏式)東京・神奈川の例

- | | |
|------------------|---------------------|
| ●ご祭壇 | ●式場内外装飾用品(幕類) |
| ●お棺(桐上級棺) | ●ご焼香用品 |
| ●ご遺影(白黒) | ●ご遺体保存用品(ドライアイス一回分) |
| ●寝台車(車庫から10kmまで) | ●受付用テント(一張)、照明器具 |
| ●忌中額 | ●放送設備(マイク・スピーカー) |
| ●門標(式場看板) | ●儀式係員派遣 |
| ●枕飾り | ●見取り係員派遣 |
| ●会葬礼状(100枚) | ●諸官庁手続き |
| ●お位牌(白木) | |
| ●お清めセット | |

※神式やキリスト教式、その他の宗教についても、同格の基本セットをご用意しております。

※ご祭壇、お棺等はグレードアップが可能です。

※基本セット内容以上のものをご希望された場合や会葬者の接待費用、寺院関係の費用等は別途ご負担頂きます。
※一部葬儀社によっては、ご提供できる基本セット内容が若干異なりますので、葬儀社に十分ご確認ください。

葬儀支援サービスについてのお問合せは

株式会社

全国儀式サービス TEL.03-3739-0755